

(公財) 全国高等学校体育連盟カヌー専門部旅費規程

- 1 本会の旅費規程を次のとおり定める。
- 2 旅費は、交通費と宿泊費とする。
- 3 旅費は最も経済的な通常の経路および方法により旅行した場合の運賃により計算する。
- 4 鉄道賃は旅客運賃、急行料金及び特別車両料金並びに座席指定料金による。
 - 1) その乗車に要する旅客運賃
 - 2) 片道 50km 以上の場合、普通旅客運賃または普通急行運賃
 - 3) 片道 100km 以上の場合、2) の他に特別急行運賃または新幹線運賃
 - 4) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、座席指定料金
- 5 船賃は 2 階級に区分する路線による場合は、下級の運賃とする。
- 6 航空賃は現に支払った旅客運賃とする。
- 7 宿泊料は、実費とする。
- 8 この規程に定めるほか、必要なことは部長が決裁する。

附 則 1 本規程は平成 24 年度から適用する。

平成 24 年 8 月 4 日制定

- 2 全国高校総合体育大会、役員の経費は開催地において負担する。
- 3 全国委員会への経費は、当該都道府県の負担とする。
- 4 強化合宿、講習会等の旅費について別に定める。